

経営事項審査申請の手引き改正について（お知らせ）

大阪府 都市整備部 住宅建築局
建築指導室 建築振興課

令和8年7月1日より、以下のとおり手引きを改定します。

改正の概要

- 改正書士法の施行に合わせ、代理申請に関する記述を時点更新
- 令和8年7月1日施行の制度改正、および窓口での運用状況に合わせ、説明内容の補記
 - ・雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入状況についての必要書類、審査項目説明、および該当のQ&Aを削除
 - ・「建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度」の宣言の有無についての必要書類、および審査項目説明を追記
 - ・「建設機械の保有状況」の加点対象となる建設機械の対象拡大にともなう必要書類、および審査項目説明を追記
 - ・業種別技術職員コード表：コード「703」「704」の加点対象として、建設工事業、機械器具設置工事業、さく井工事業、解体工事業を追加併せて、建設技能者の業種コード一覧の項目を追加
 - ・その他の恒常的雇用関係及び常時雇用の確認書類における、所得税確定申告書の取り扱いについて追記
 - ・その他ページ数等調整

※審査基準の改正内容については、国土交通省のWebページをご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00088.html